

『衛生委員会』支援ツール e-Karte® beforeのご案内



衛生委員会の役割については 調査審議・規程の作成・労働者への周知になります。

事業者は、ストレスチェック制度に関する基本方針を表明した上で、**衛生委員会等において、ストレスチェック制度の実施方法や実施状況及びそれを踏まえた実施方法の改善等について調査審議を行わせることが必要。**事業者は、当該調査審議の結果を踏まえ、法令に則った上で、当該事業場における**ストレスチェック制度の実施に関する規程を定め、これをあらかじめ労働者に対して周知するものとする。**

また、衛生委員会の調査審議内容は以下の通りです

- ① 制度の目的に係る周知方法
- ② 制度の実施体制
- ③ 制度の実施方法
- ④ SC結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法
- ⑤ SCの受検の有無の情報の取扱い
- ⑥ SC結果の記録の保存方法
- ⑦ SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法
- ⑧ SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法
- ⑨ SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法
- ⑩ 労働者がSCを受けないことを選択できること
- ⑪ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

参照：厚生労働省HP>改正労働安全衛生法のポイント>ストレスチェック制度関連



『e-Karte® beforeキット』で衛生委員会の 業務を強力にサポート！

1. 制度導入の為のチェックリストの提供
2. 衛生委員会 議事録 雛形の提供
3. ストレスチェック制度 実施 雛形の提供(e-karte利用時)
4. 厚生労働省 規程 解説
5. メンタルヘルスコンサル会社とのメールサポートの提供(利用期間は3ヶ月)

衛生委員会における調査審議項目 チェックリスト

調査項目	調査内容	調査結果	調査方法
1. 制度の目的に係る周知方法	1. 制度の目的に係る周知方法	○	面接指導
2. 制度の実施体制	2. 制度の実施体制	○	面接指導
3. 制度の実施方法	3. 制度の実施方法	○	面接指導
4. SC結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法	4. SC結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法	○	面接指導
5. SCの受検の有無の情報の取扱い	5. SCの受検の有無の情報の取扱い	○	面接指導
6. SC結果の記録の保存方法	6. SC結果の記録の保存方法	○	面接指導
7. SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法	7. SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法	○	面接指導
8. SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法	8. SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法	○	面接指導
9. SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法	9. SC、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法	○	面接指導
10. 労働者がSCを受けないことを選択できること	10. 労働者がSCを受けないことを選択できること	○	面接指導
11. 労働者に対する不利益な取扱いの防止	11. 労働者に対する不利益な取扱いの防止	○	面接指導

▲チェックリスト

衛生委員会 議事録

改正労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に関する事項は以下の通りである。

① ストレスチェック制度の導入に関する事項

② ストレスチェック制度の実施に関する事項

③ ストレスチェック制度の改善に関する事項

④ ストレスチェック制度の廃止に関する事項

⑤ ストレスチェック制度のその他の事項

⑥ ストレスチェック制度のその他の事項

⑦ ストレスチェック制度のその他の事項

⑧ ストレスチェック制度のその他の事項

⑨ ストレスチェック制度のその他の事項

⑩ ストレスチェック制度のその他の事項

⑪ ストレスチェック制度のその他の事項

⑫ ストレスチェック制度のその他の事項

⑬ ストレスチェック制度のその他の事項

⑭ ストレスチェック制度のその他の事項

⑮ ストレスチェック制度のその他の事項

⑯ ストレスチェック制度のその他の事項

⑰ ストレスチェック制度のその他の事項

⑱ ストレスチェック制度のその他の事項

⑲ ストレスチェック制度のその他の事項

⑳ ストレスチェック制度のその他の事項

㉑ ストレスチェック制度のその他の事項

㉒ ストレスチェック制度のその他の事項

㉓ ストレスチェック制度のその他の事項

㉔ ストレスチェック制度のその他の事項

㉕ ストレスチェック制度のその他の事項

㉖ ストレスチェック制度のその他の事項

㉗ ストレスチェック制度のその他の事項

㉘ ストレスチェック制度のその他の事項

㉙ ストレスチェック制度のその他の事項

㉚ ストレスチェック制度のその他の事項

㉛ ストレスチェック制度のその他の事項

㉜ ストレスチェック制度のその他の事項

㉝ ストレスチェック制度のその他の事項

㉞ ストレスチェック制度のその他の事項

㉟ ストレスチェック制度のその他の事項

㊱ ストレスチェック制度のその他の事項

㊲ ストレスチェック制度のその他の事項

㊳ ストレスチェック制度のその他の事項

㊴ ストレスチェック制度のその他の事項

㊵ ストレスチェック制度のその他の事項

㊶ ストレスチェック制度のその他の事項

㊷ ストレスチェック制度のその他の事項

㊸ ストレスチェック制度のその他の事項

㊹ ストレスチェック制度のその他の事項

㊺ ストレスチェック制度のその他の事項

㊻ ストレスチェック制度のその他の事項

㊼ ストレスチェック制度のその他の事項

㊽ ストレスチェック制度のその他の事項

㊾ ストレスチェック制度のその他の事項

㊿ ストレスチェック制度のその他の事項

▲議事録の雛形

ストレスチェック制度実施規程 (e-Karte®) Sample

第1章 総則

(規程の目的・変更手続き・周知)

第1条 この規程は、労働安全衛生法第68条の10の規定に基づくストレスチェック制度を株式会社〇〇〇において実施するに当たり、その実施方法を定めるものである。

第2条 ストレスチェック制度の実施に関する事項は、この規程に定めるほか、労働安全衛生法その他の法令の規定による。

第3条 会社がこの規程を変更する場合は、衛生委員会において調査審議を行い、その結果に基づいて変更を行う。

第4条 会社は規程の第1条を基に定められた範囲内において、必要に応じて、適宜対象となる全ての社員に規程を周知する。

(運用範囲)

第5条 この規程は、次に掲げる株式会社〇〇〇の全社員及び派遣社員に適用する。

一 規程の定めのない労働関係により雇用されている正社員

二 期間を定めて雇用されている契約社員

三 パート・アルバイト社員

四 人材派遣会社から株式会社〇〇〇に派遣されている派遣社員

(制度の廃止等の周知)

第6条 会社は、社内周知に次の内容を掲げるほか、本規程を社員に配布又は社内周知網に掲載することをとり、ストレスチェック制度の廃止を社員に周知する。

▲規程書の雛形

ストレスチェックの決定版!!『e-Karte®』キャンペーンのご案内

e-Karte® 4月までにご注文のお客様

期間中限定 ライセンスを「半額」にてご提供!!

たとえば...

・ e-Karte for 大臣/受検者100名パック

定価 ~~¥100,000-~~



¥50,000.-

50,000円
お得に!

・ e-Karte for 大臣/受検者200名パック

定価 ~~¥196,000-~~



¥98,000.-

98,000円
お得に!

Point 1 『e-Karte®』でWebを使ったストレスチェックが可能!

- ① 労働者様へストレスチェック実施案内メールを作成可能
- ② 労働者様個人用ページ上で、受検→結果確認→面談希望が可能
- ③ 事業者様用ページ上で、労働者様の受検状況が一覧確認可能
- ④ 実施者様が高ストレス判定者へ面談の勧奨メールを作成可能
- ⑤ 実施者様用ページ上で、面接記録(様式6)の登録・保管可能
- ⑥ 集団分析結果の作成、労働基準監督署報告データ作成



▲実施者様用ページ

※イメージ図はWEB版になります。

※WEB版は、社員様一人ずつ個人用ページを利用するためのIDとパスワードを発行致します。

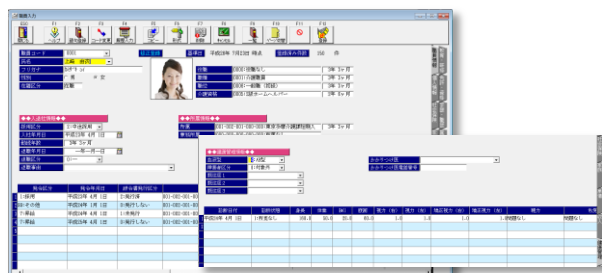
※ペーパー版は、社員様一人ずつに検査票を郵送し、記入後返送して頂きます。

結果は後日郵送させていただきます。

Point 2 『人事/給与/就業大臣』とシームレス連携!『e-Karte®』

『e-Karte®』は『人事大臣』『給与大臣』『就業大臣』と連携します。社員情報・所属マスタはもちろん、「人事大臣」では情報開示の同意を得た社員のストレスチェック情報まで情報共有可能となります。

※製品名、サービス内容は変更になる場合がございます。
予めご了承ください。



▲健康診断受診履歴画面

応研 株式会社 **人事大臣** **検索**

東京 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-27-12 応研新宿ビル
TEL: 03-3299-0789 FAX: 03-3299-0707

福岡 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-2-34 応研ビル
TEL: 092-715-2789 FAX: 092-735-1821

MARS マーズコンピュータ株式会社
〒417-0043
静岡県富士市荒田島町10-27 富士ロジテックAVビル5F
TEL 0545-55-3700 URL: www.mars-computer.co.jp

Medical
Healthcare
Company
MD.net

株式会社MD.ネット

〒107-6102
東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル2F
TEL 03-5563-5151 URL: www.md-net.co.jp

